

保健福祉関係

27	介護予防支援システム	臼田町が実施しています。 合併時、現行どおりとし、合併後3年以内に新市基幹型在宅介護支援センターを中心に統一した在宅介護支援システムに移行し、介護予防の一元管理を図ると共に、各地域型在宅介護支援センターとのネットワーク化を図ります。
28	在宅ケアマネジメント支援システム	浅科村が実施しています。合併時、在宅介護支援システムに統合します。
29	在宅介護支援システム	佐久市が実施しています。 合併時、新市において、在宅福祉支援に供するため在宅介護支援システムを構築し、介護予防支援システムを3年以内に統合して、個人情報管理・高齢者福祉業務・福祉業務・支援費支給業務等の一元管理を図り、住民基本台帳とリンクした在宅福祉支援のネットワーク化を図ります。
30	口腔歯科保健センター事業	佐久市が実施しています。 合併時、新市において実施する乳幼児期から高齢期に至る総合的な口腔歯科保健の指導機関として設置し、事業の推進を図ります。
31	ファミリーサポートプログラム事業	臼田町が実施しています。 合併後2年以内に、新市において構築する健康管理データベースを応用して事業を継続します。

建設関係

32	入札参加資格審査	4市町村とも実施していますが、定期審査においては、申請書類の取り扱いが異なります。また、中間年の審査申請時の受付方法の取り扱いが異なります。 合併前に新たな基準を設定し、統一します。
33	業者選定	4市町村とも実施していますが、選定基準等に違いがあります。 合併時、選定委員会において基準等を統一します。
34	入札及び契約	4市町村とも実施していますが、入札及び契約の締結等に違いがあります。 合併時に新たな基準を設定し、統一します。
35	開発審議会	望月町が実施しています。 合併時、現行どおりとし、合併後1年以内に統一される開発指導要綱事前協議及び自然環境保全条例の施行時に廃止します。
36	開発指導要綱事前協議	4市町村とも実施していますが、対象行為・指導・許可基準に違いがあります。 合併後1年以内に、市全域の良好な生活環境を保全するため、一定規模以上の宅地等開発行為に対し、開発指導要綱を制定し、指導します。 施行時期は、新市の住民等への周知期間を設け、合併後1年以内とします。
37	自然環境保全	4市町村とも実施していますが、対象行為・許可基準に違いがあります。 合併後1年以内に、市全域の良好な自然環境を保全するため「山林・原野」の一定規模以上の開発行為に対し、自然環境保全条例を制定し、指導します。 施行時期は、新市の住民等への周知期間を設け、合併後1年以内とします。

佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会 開催のお知らせ



【第7回協議会】

- 日時：平成16年6月24日(木)
午前9時～
- 場所：佐久市研修センター
(総合体育館南)

傍聴にお出かけください
～会議は公開しています～

【第8回協議会】

- 日時：平成16年7月2日(金)
午後2時～
- 場所：佐久市研修センター
(総合体育館南)

会議開始15分前に傍聴証を配布します。(定員20名)
定員を超えると抽選になりますが、モニター視聴もできますので、傍聴にお出かけください。

ホームページを開設しています

合併協議会では、合併協議状況などの情報を広く住民の皆さんに提供するため、ホームページを開設しています。
ぜひご覧ください。

佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会事務局

〒385-8501 長野県佐久市大字中込3056 (佐久市役所3F)
TEL ● 0267-62-2111 (内線366) / FAX ● 0267-62-7862
Eメール ● gappei@city.saku.nagano.jp
ホームページアドレス ● <http://www.city.saku.nagano.jp/gappei/index.htm>